

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	別海町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://betsukai.jp/kurashi/tetsuzuki/mynumber/dokujiriyou/

執行機関名 別海町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	別海町子ども医療費助成に関する条例(平成16年別海町条例第26号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第1の項 別海町子ども医療費助成に関する条例(平成16年別海町条例第26号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第2条	別海町子ども医療費助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第2条 全ての国民は、 <u>児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u>	第1条 この条例は、 <u>子どもの医療費を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、次代を担う子どもたちの健康増進と健やかな育成を推進するとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		別海町子ども医療費助成に関する条例(平成16年別海町条例第26号) 別海町子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成16年別海町規則第29号)